



自由と友愛の独立カトリック教会

The Independent Catholic Church of Liberty and Fellowship

同性婚法制化に関する声明

教会の信仰に基づく証し

✠ 父と子と聖霊の御名において、私たちはここに厳かに宣言する。

私たち自由と友愛の独立カトリック教会は、主イエス・キリストにおいて啓示された神の愛と正義に立脚し、すべての人びとに等しく与えられた尊厳と自由を尊び、同性婚の法制化を信仰に基づいて強く支持するものである。

この課題は、単なる法的制度の是非を超えて、人権の尊重、社会的包摂、そして福音の核心にある神の愛の実現に深く関わるものである。ここに、私たちは以下三つの観点において、この正義の実現を求める声を明らかにし、さらにキリスト教信仰に立つ霊的理解を添えて、宣明するものである。

【1】同性婚法制化を支持する三つの根拠

一、憲法における人格の尊重と幸福追求権の実現

2024年12月13日、福岡高等裁判所は、同性婚を認めない現行法が憲法第13条に違反するとの判断を下した。すなわち、「個人としての尊重」と「幸福追求の権利」は、性の在り方によって差別されるべきではなく、婚姻の自由はすべての人に等しく保障されねばならない。これは、正義の律にかなう明確な判決であり、今や国家として速やかに法の整備を行うべき時が到来している。

この判断はまた、神の前にすべての人が等しく創造されたという信仰的真理と響き合うものである。婚姻は生殖のみに限定されるものではなく、愛と責任と誓約に基づく契約的交わりであり、そこにおいて神の祝福は性別を問わず注がれる。

二、国際的先例に見る成熟した社会の証し

2013年に同性婚を合法化したフランスの歩みは、社会的成熟と倫理的進展を示すものである。家族のかたちは時代とともに変容するが、そこにある絆と誠実さが守られる限り、それは神に喜ばれ

る生活の単位たりうる。同性婚の導入によって社会の倫理秩序が損なわれたという事実はなく、むしろ、互いに支え合う共同体の広がり、法の下での平等が深化したことは、希望に満ちた証しである。

この事実は、日本においても、信仰に基づく愛と正義を制度のうちに具体化する現実的可能性を指し示している。

三、国内における立法的・社会的支持の高まり

2024年12月の全国調査によれば、衆議院議員の過半数が同性婚法制化に賛成している事実が明らかとなった。さらに、全国各地の自治体においては、パートナーシップ制度の導入が広がりつつあり、地方の実践が中央政府に先行するかたちで正義を証ししている。

しかしながら、現行法制は依然としてこれらの人々を法的に包摂しきれておらず、多くの尊厳が黙殺されている。この現状にあって、主の正義と憐れみを証しする教会は、立法府に対して明確な声を上げる義務を負っている。

【II】キリスト教信仰に基づく理解

私たちの主イエス・キリストは、律法の重荷を負わされた者、社会の周縁に追いやられた者と共に歩まれた。神の愛は、条件付きでも選別的でもなく、すべての人を包みうる無限の恩寵である。

婚姻は、単なる伝統的制度ではなく、神の前において互いに誓い合う「愛と責任の契約」である。愛が神の本質であるならば、その愛に基づいて交わされる契約を、教会が排除する理由はない。

聖書に記された戒め——「あなたの隣人を自分自身のように愛せよ」（マルコ 12:31）——は、関係の形式に関わらず、神の国のしるしを現すものである。愛に満たされた交わりは、常に神の祝福の対象であると私たちは信じる。

【III】すべての人の尊厳が守られる社会に向けて

同性婚の法制化は、憲法上の人権の実現であると同時に、信仰に生きる私たちにとって、神の愛と正義をこの地に証しする聖なる務めである。

自由と友愛の独立カトリック教会は、あらゆる差別と抑圧に抗し、すべての人が神の像として創造された者として尊ばれ、祝福される社会の実現に向け、祈りと行動をもって歩むことをここに誓う。

✠ 父と子と聖霊の御名によって——我ら、神の御助けを仰ぎつつ、これを宣言する。アーメン。

2024年12月13日

教会を代表して

自由と友愛の独立カトリック教会

大主教 佐藤俊介

